

## 平成27年度 行政評価制度の実施について

清瀬市では、第3次清瀬市長期総合計画の諸施策を効果的に推進していくため、行政評価制度を構築、実施している。平成24年度より外部評価（第三者）を導入し、第4次行財政改革大綱の軸を成すPDCAサイクルの確立を通じて市民サービスの向上を図っている。

本年度は、第4次清瀬市長期総合計画の策定と合わせて行政評価制度の再構築を進めているため、従前の手法による事務事業単位の評価は行わず、「第4次清瀬市行財政改革実施計画」に掲げている「委員会・審議会等の改革」に着手する。

### 1. 平成27年度のポイント

- ① 委員会・審議会等（以下「審議会等」）について評価する。
- ② 従前の手法による事務事業単位の評価は行わない。

### 2. 評価対象となる審議会等の選定手順

- ① 原則として、市の条例等によって定められている全ての審議会等を候補とする。
- ② 審議会等の実施状況等に関する調査を行う。
- ③ 各所管課より提出された75件の審議会等から、選定基準に沿って選定する。

#### <選定基準>

- ・他の審議会等と審議内容が重複するもの
  - ・設置目的を既に達成したもの
  - ・審議会等によらない方法で審議ができるもの
  - ・その他行政評価委員会による評価が必要であるもの
- ※ただし、次に該当するものを除く
- ・法令等による必置義務があるもの
  - ・開催頻度が低い等の理由により、事務的負担が小さいもの

### 3. 選定された審議会等

評価対象と選定された審議会等…10件

- ① 清瀬市男女共同参画センター運営委員会（男女共同参画センター）
- ② 清瀬市消費生活センター運営委員会（産業振興課）
- ③ 清瀬市子どもの発達支援・交流センター運営協議会（障害福祉課）
- ④ 清瀬市健康センター運営協議会（健康推進課）
- ⑤ 清瀬市児童センター運営委員会（児童センター）

- ⑥ 清瀬市立図書館協議会（図書館）
- ⑦ 清瀬市郷土博物館協議会（郷土博物館）
- ⑧ 清瀬市環境審議会（水と緑の環境課）
- ⑨ 清瀬市ダイオキシン類等環境保全審議会（水と緑の環境課）
- ⑩ 清瀬市農業振興委員（産業振興課）

※その他報告案件（平成25年度行政評価にて指摘された審議会等）…3件

- 清瀬市青少年問題協議会
- 清瀬市青少年委員協議会
- 清瀬市健全育成委員会

#### 4. 評価方法について

##### ① 第一次評価（所管課評価）

選定された審議会等の所管課は、当該審議会等について、第3次長期総合計画の基本目標や施策を念頭に、「必要性」「有効性」「効率性」「代替性」の視点から実施状況进行评估し、その結果に基づく総合評価を行う。

##### ② 第二次評価（内部評価委員会）

清瀬市行政評価委員会（内部評価委員会）は、第一次評価の結果を受け、その審議会等の効果を検証して総合的な評価を下し、市長に報告する。

#### 5. 評価票について

第一次・第二次評価については、別紙「平成27年度行政評価 評価票」を用いる。

#### 6. 評価結果の公表

清瀬市行政評価委員会（内部評価委員会）による第二次評価後、評価結果を市ホームページにて公表する。

#### 7. 清瀬市行政評価委員会（内部評価委員会）

清瀬市行政評価実施要綱第7条に基づき、以下のように構成する。

副市長（委員長）  
企画部長  
総務部長  
企画課長  
職員課長